

白馬村認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱

令和 8 年 8 月 4 日
白馬村告示第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、白馬村立白馬中学校に在籍する生徒（以下「中学生」という。）が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、白馬村認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和 8 年白馬村教育委員会告示第 4 号。以下「認定要綱」という。）の規定により、認定を受けた地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）の実施に当たって必要となる費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白馬村補助金等交付規則（昭和 43 年白馬村規則第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体は、当該年度において中学生がクラブ員として参加している認定地域クラブ活動の実施主体団体とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、白馬村認定地域クラブ活動支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 認定要綱第 5 条第 1 項の白馬村認定地域クラブ活動認定通知書の写し
- (2) 活動計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 役員、指導者及びクラブ員登録者名簿
- (5) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第 5 条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、白馬村認定地域クラブ活動支援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第 6 条 前条の規定により交付の決定を受けた団体（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに白馬村認定地域クラブ活動支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）を村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 交付決定者は、認定地域クラブ活動が終了した日から 30 日を経過する日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに白馬村認定地域クラブ活動支援補助金実績報告

書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の実施状況が分かる写真、資料等
- (5) その他村長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 村長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき額を確定し、白馬村認定地域クラブ活動支援補助金確定通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、村長が必要と認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 交付決定者は、補助金の交付（概算払を含む。）を受けようとするときは、白馬村認定地域クラブ活動支援補助金（概算払・精算払）請求書（様式第6号）を提出するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金額・限度額
認定地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託料、補助金） ただし、上記諸謝金のうち指導者への謝金は、「白馬村認定地域クラブ活動指導者」登録制度（令和8年8月白馬村教育委員会策定）に登録された指導者に限る。	予算の範囲内とし、国及び長野県の補助金制度における補助基準額を上限とする（100円未満の端数は切り捨てるものとする。）。ただし、指導者への謝金は、1時間あたり1,200円を上限とする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

白馬村認定地域クラブ活動支援補助金交付申請書

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 所在地_____

団体名_____

代表者_____

白馬村認定地域クラブ活動支援補助金の交付を受けたいので、白馬村認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金_____円

2 添付書類

- （1）認定要綱第 5 条第 1 項の白馬村認定地域クラブ活動認定通知書の写し
- （2）活動計画書
- （3）収支計画書
- （4）役員、指導者及びクラブ員登録者名簿
- （5）その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

白馬村認定地域クラブ活動支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

白馬村長

年 月 日付で交付申請のありました補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、白馬村認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

- （1）白馬村認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を遵守すること。
- （2）この補助金は、交付要綱に定められた対象経費以外に使用することができない。
- （3）交付要綱に違反したとき又は補助金の使途が適正でないときは、村長は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

様式第3号（第6条関係）

白馬村認定地域クラブ活動支援補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 所在地_____

団体名_____

代表者_____

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた白馬村認定地域クラブ活動支援補助金について、下記のとおり変更・中止したいので申請します。

記

1 変更・中止の内容

2 変更・中止の理由

様式第4号（第7条関係）

白馬村認定地域クラブ活動支援補助金実績報告書

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 所在地_____

団体名_____

代表者_____

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた活動が終了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 補助金実績額 金 _____ 円

3 添付書類

- （1）活動報告書
- （2）収支決算書
- （3）領収書の写し
- （4）事業の実施状況が分かる写真、資料等
- （5）その他村長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 8 条関係）

白馬村認定地域クラブ活動支援補助金確定通知書

様

白馬村長

年 月 日付で実績報告のありました補助金について、下記のとおり補助金の額を
確定しましたので、白馬村認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第 8 条の規定により通知
します。

記

1 補助金の確定額 金 _____ 円

様式第6号（第9条関係）

白馬村認定地域クラブ活動支援補助金（概算払・精算払）請求書

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 所在地_____

団体名_____

代表者_____⑩

年 月 日付 第 号で（ 交付決定 ・ 交付確定 ）のありました補助金について、白馬村認定地域クラブ活動支援補助金第9条の規定に基づき、下記のとおり（ 概算 ・ 精算 ）払いしてください。

記

1 補助金の請求

補助金 (交付決定・交付確定)額	既受領済額	補助金請求額
円	円	円

2 振込口座

金融機関名_____ 支店名_____

口座種別 普通 ・ 当座_____ 口座番号_____

ふりがな
口座名義人_____